

## 議会ポスト 意見等への回答

作成日：平成27年02月27日

作成者：上越市議会議長

### 寄せられた意見等

「2009年7月15日のじょうえつ市議会だより（10ページ）」より  
鳥獣被害対策の負担軽減について

議会において 議題にでた鳥獣被害対策等に対しては、いのししが田、畑に出没して、  
元来個人で行っていた対策を、各種制度より、電気柵等の補助事業などにより、対策が講  
じられたがその過程と今回のケース\*は同等と考えるが先を考え行動するのが今後の鳥獣  
被害対策等に繋がると考えている。

どうでしょうか？

※ 今回のケース …意見提出者が養殖している錦鯉が鶴により捕獲されたケース

### 回 答

いただきましたご意見に対し、以下のとおり、回答致します。

市では、有害鳥獣による農産物への被害対策として、農産物の被害が著しいと認める地  
区において、有害鳥獣の駆除活動や防護柵の設置などの防除活動を行う農家組合や町内会  
を対象に補助金の交付を行っています。

地方自治法では、補助金について、「公益上必要がある場合において、補助をすることが  
できる」とされています。公益上の必要性については、人によって考えが違ふと思いま  
すが、客観的な「公益性」が求められます。

現在、市が行っている補助制度は、特に被害が甚大な地域において、個人では対応が困  
難なケースとして、町内会や農家組合などの団体が行う駆除活動や防除活動に対して、公  
益性を認め、補助金の交付を行っているものです。

議会としましても、個人が行う鳥獣被害対策については、基本的にその事業活動の中  
で行われるのが原則と考えており、市が実施する団体を対象とした補助制度は、公益性の観  
点から適当な制度であると考えます。従って、被害が限定的と認められる現状においては、  
補助金交付に必要な客観的な公益性は認められず、補助金の交付は適当でないと考え  
ます。